



税関保税ニュース 第5号

発行：門司税関監視部保税地域監督官
TEL：050-3530-8387

保税地域許可後の諸手続き、知っていますか？

保税地域の倉主には関税法により貨物の管理以外についても様々な手続きが定められており、その一部は倉主の皆さんが持っている許可書にも「許可条件」として記載されています。今回はその手続きについてご紹介します。

●名称・所在地変更届

保税地域の名称・所在地を変更した場合。
法人の商号、本社の所在地を変更した場合。

●役員・主要従業者変更届

法人の役員、保税業務の主要な担当者を変更した場合。

●貨物収容能力増減等の届、工事届

保税地域の面積をしようとする場合。
改築、移転、その他の工事をする場合。

●蔵置貨物の種類変更届

許可書に蔵置する貨物の種類として
指定されている貨物以外を蔵置しようとする場合。

●内部監査結果の提出

毎年行うこととなっている内部監査人による
監査を終えた場合。

●社内貨物管理規定(CP)の提出

社内貨物管理規定(CP)の改定を行った場合。



●許可期間の更新申請書等

許可期間の更新を受けようとする場合。

●保税蔵置場 休(廃)業届

外国貨物の蔵置が一定期間、無く保税業務を一時休止又は廃業しようとする場合。

休止した業務を再開しようとする場合は再開届が必要です。

研修資料の紹介

税関では過去に開催した研修資料等を配布しています。
研修、業務の参考等でご利用される際はご連絡ください。

●保税制度と保税実務

保税制度の基礎から各種手続きをまとめた倉主向けマニュアル

●初任者から管理者向けの段階別資料

保税の基礎から非違事例まで段階別の研修資料

●保税工場・承認(飼料)工場資料

保税工場制度、承認工場制度概要の資料



◆通報先 門司税関密輸ダイヤル(24時間受付)

シロイ クロイ

○フリーダイヤル 0120-461-961

○税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/moji/>

○メールアドレス moji-hozei@customs.go.jp

◆相談先 門司税関監視部保税地域監督官

○TEL番号 050-3530-8387

○FAX番号 093-332-8398



門司税関HP